

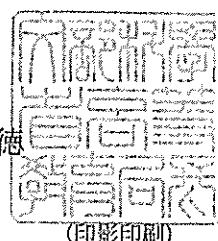


元文科高第228号
令和元年7月12日

各 都 道 府 縿 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
各 都 道 府 縍 教 育 委 員 会 教 育 長
高 等 專 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 团 体 の 教 育 委 員 会 教 育 長
各 大 学 共 同 利 用 機 構 法 人 機 構 長
独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構 長
各 認 証 評 價 機 構 の 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長 及 び 医 政 局 長

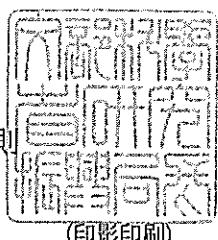
文部科学省高等教育局長

伯 井 美 德



文部科学省研究振興局長

村 田 善 則



学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

この度、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号。以下「改正法」という。）が、令和元年5月24日に公布され、一部の規定は同日から、それ以外の規定は令和2年4月1日から施行されることとなりました。

社会構造の変化やグローバル化が急速に進み、社会が抱える課題も複雑化している今日において、多様な教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが期待されている大学等に求められる役割は、より一層大きなものとなっています。今回の改正は、このような観点から、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずるものです。

また、これに伴い、「学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第10号）」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第2号）」が、同じく令和元年5月24日に公布され、同日から施行されたところです。

これらの法令の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分に御了知下さい。

都道府県知事におかれでは、この旨を所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人に対して、周知いただくようお願ひいたします。また、都道府県教育委員会におかれでは、この旨を所管の専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学法人及び厚生労働省におかれでは、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願ひいたします。

なお、改正法の施行に伴うその他の政省令の改正については追って行い、改めて通知する予定です。

記

第一 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正

1. 改正の概要

- ① 大学の教育研究等の状況を評価する認証評価において、認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととすること。（学校教育法第109条第5項関係）
- ② 大学は、教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならないこととすること。（学校教育法第109条第6項関係）
- ③ 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合し

ている旨の認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとすること。（学校教育法第109条第7項関係）

- ④ ①～③については、高等専門学校に準用することとすること。（学校教育法第123条関係）

2. 留意事項

① 第109条第5項「大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする」とは、認証評価の結果において、「大学評価基準に適合している」又は「大学評価基準に適合していない」と明示することであり、例えば、一定の期間内に大学評価基準を満たすことが期待できるとして「大学評価基準に適合しているか否かの認定を保留する」というように、当該認定を明らかにしないことは想定されないこと。認証評価機関においては、教育研究等の状況に関する事実関係の確認に時間要する等の理由により、一定の期間内に当該認定を行えない場合においても、可能な限り速やかに当該認定を行うよう努めること。

② 今般の改正は、大学等における教育研究活動の改善及び向上を促す制度的な担保を設けることにより、大学等におけるこれまで同様の自主的・自律的な改善の実効性を一層確保し、教育研究水準の保証及び向上を確実に図ることとするものであること。

そのため、認証評価機関においては、大学等の認証評価を行う際に、当該大学等がこれまでに受審した認証評価の結果において「大学評価基準に適合していない」との事由となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善の内容及び現状等について確認するとともに、確認した結果を認証評価の結果として明らかにするよう努めること。

③ 今般の改正において、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を認証評価機関に対して義務付けることなどを措置することに伴い、認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されることがより求められるものであること。

その際、認証評価機関においては、認証評価を行う委員等の選定や当該委員等を辞した後の状況について、大学等との間の利益相反の疑惑を招き、認証評価の信頼性を損なうことがないよう十分留意し、適切な運用を行うこと。

第二 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正

1. 改正の概要

- ① 大学総括理事の新設等

ア 国立大学法人が設置する国立大学の全部についてイに規定する大学総

括理事を置く場合にあっては、当該国立大学法人に、役員として、その長である理事長を置くものとすること。理事長を置くときは、第 11 条第 1 項並びに第 21 条第 2 項第 4 号、第 3 項及び第 5 項を除き、学長について定める規定は、学長を理事長と置き換えて適用するものとすること。（国立大学法人法第 10 条第 1 項関係）

- イ 国立大学法人が 2 以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法第 92 条第 3 項に規定する職務を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができることとすること。大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならないこと。（国立大学法人法第 10 条第 3 項及び第 4 項関係）
- ウ 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理することを職務及び権限とすること。（国立大学法人法第 11 条第 2 項関係）
- エ 大学総括理事は、第 11 条第 4 項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第 12 条第 2 項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長又は理事長の定めるところにより、国立大学法人を代表することを職務及び権限とすること。（国立大学法人法第 11 条第 5 項関係）
- オ 大学総括理事は、第 12 条第 7 項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長又は理事長が任命することとすること。（国立大学法人法第 13 条の 2 第 1 項関係）
- カ オの文部科学大臣の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとすること。また、学長又は理事長は、オにより大学総括理事を任命したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。（国立大学法人法第 13 条の 2 第 2 項及び第 3 項関係）
- キ 大学総括理事の任期は、6 年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定めること。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長又は理事長の任期の末日以前でなければならないこと。（国立大学法人法第 15 条第 3 項関係）
- ク 第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定により学長又は理事長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとすること。また、カは、同条第 1 項から第 3 項までの規定による大学総括理事の解任について準用すること。（国立大学法人法第 17 条第 6 項及び第 7 項関係）
- ケ 大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を経営協議会の委員とすること。（国立大学法人法第 20 条第 3 項関係）

- コ 教育研究評議会は、国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として置くものとすること。（国立大学法人法第21条第1項関係）
 - サ 大学総括理事を置く場合には、教育研究評議会の評議員となる理事は、学長又は当該大学総括理事が指名すること。また、教育研究評議会の評議員となる職員は、当該大学総括理事が指名すること。（国立大学法人法第21条第2項第2号及び第4号関係）
 - シ 大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を当該大学総括理事が大学の長としての職務を行う大学に係る教育研究評議会の評議員とすること。また、当該教育研究評議会の議長には、当該大学総括理事をもって充てることとすること。（国立大学法人法第21条第3項及び第5項関係）
 - ス 大学総括理事を置く場合には、学長又は理事長が学校教育法第92条第3項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに国立大学法人法第23条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を任命し、免職し、又は降任するときは、当該国立大学の職務を行う大学総括理事の申出に基づき行うものとすること。（国立大学法人法第35条関係）
- ② 理事に学外者を2人以上含まれるようにしなければならないこととすること等
- ア 理事の員数が4人以上である国立大学法人において、学長又は理事長が理事を任命するに当たっては、学外者（その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者をいう。以下同じ。）が2人以上（学外者が学長又は理事長に任命されている場合は1人以上）含まれるようにしなければならないこととすること。（国立大学法人法第14条第2項関係）
 - イ アについては大学共同利用機関法人に準用することとすること。（国立大学法人法第26条関係）
 - ウ 理事の員数が4人以上である国立大学法人が、1人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とすることとすること。（国立大学法人法別表第一備考第4号関係）
 - エ 大学共同利用機関法人が1人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対する別表第二の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。（国立大学法人法別表第二備

考関係)

- ③ 国立大学法人評価委員会が、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条第 2 項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請するものとすること。（国立大学法人法第 31 条の 3 第 2 項関係）
- ④ 文部科学大臣は、2 以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものと、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定できることとすること。（国立大学法人法第 34 条の 9 関係）
- ⑤ 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第 22 条第 1 項第 7 号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要ないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならないこととすること。（国立大学法人法附則第 23 条関係）
- ⑥ 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすること。（国立大学法人法別表第一関係）

2. 留意事項

- ① 今般の改正により、国立大学法人が二以上の国立大学を設置することができることとなるが、この「一法人複数大学制度」の活用により、複数の大学の資金や人材、組織等を共有することによって一定規模の教育研究資源を確保し、それを効率的・効果的に利活用することで、法人の経営力の向上や大学の教育研究の質の向上を図ることが期待されること。また、当該制度を活用するに当たっては、関係大学はもとより、地元自治体等の関係者の理解を十分に得て進めるべきであること。
- ② 大学の長としての職務を行う大学総括理事を置いた場合であっても、法律上、大学総括理事を役員とすることにより法人運営に携わらせるような体制とするとともに、学長又は理事長と大学総括理事が必ず経営協議会及び教育研究評議会いずれの構成員ともなるような措置を行ったところである。法人の運営に当たっては、このような趣旨を踏まえ、大学総括理事を置いた場合であっても、法人経営と大学の教育研究の方向性が合致するよう経営と教学の一体性が確保されるよう努めること。
- ③ 理事長及び大学総括理事を置くことについては、学長選考会議が判断する

こととなり、学長選考会議の法定された役割が追加されるため、学長選考会議に関する学内規程等を適切に見直す必要があること。また、学長選考会議においては、理事長及び大学総括理事を置くこととするかどうかなど各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方について十分に検討する必要があること。さらに、学長選考会議においては理事長及び大学総括理事を置くこととする理由を公表するよう努めること。

- ④ 学長選考会議の判断により、学長の任期が残る中で新たに大学総括理事を置くことも可能であるが、それに伴い現在の学長が理事長となる場合には、第 17 条の規定に基づく学長の解任が必要となること。
- ⑤ 大学総括理事を置くこととした場合、現在の学長が学長選考会議の判断により引き続き理事長となること及び、新たな学長又は理事長の判断により大学総括理事となることも可能であるが、その場合の任期は、現在の学長の任期とは関係なく、新たに理事長、大学総括理事としての任期となること。
- ⑥ 学長と、今回の改正により新設される役員である理事長及び大学総括理事については、実際の運用において混乱や誤解が生じないよう、各法人において適切な通称を用いることも考えられること。
- ⑦ 1. ①アのとおり、理事長の任命については、第 12 条の規定に基づき、学長と同様、国立大学法人の申出に基づき、文部科学大臣が行うこととなり、その申出は学長選考会議の選考により行うものとされる。学長選考会議においては、学長の選考の場合はもとより、理事長の選考の場合にも、適切な方法により、主体的な選考を行うこと。その際、各法人のミッションや特性を踏まえた学長等に必要とされる資質・能力に関する客観基準により、上記法の規定に則り意向投票によることなく、学長選考会議の権限と責任において適正に選考を行うとともに、選考結果、選考過程及び選考理由を公表すること。
- ⑧ 大学総括理事については、学長又は理事長が、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て任命することとされているが、その選考に当たっても、⑦と同様の考え方で適正に選考・公表を行うこと。また、学長選考会議は、③のとおり、自らが大学総括理事を置くことを判断したという経緯を踏まえ、当該大学総括理事の候補者案が当該判断に照らして適當か否か等について適切に意見を述べること。
- ⑨ 1. ①スのとおり、学長又は理事長が、大学総括理事が職務を行う大学の副学長や学部長等の任命等を行うに当たっては、当該大学総括理事の申出に基づくこととされており、大学総括理事は自らの権限と責任においてそれぞれの職にふさわしい者を選任し申出を行うこと。また、大学の事務職員についても学長又は理事長が任命等を行うこととなるが、①の趣旨を踏まえ、十分に大学総括理事と意思疎通を行うことが望ましいこと。
- ⑨ 1. ①アのとおり、第 21 条第 2 項の規定に基づき、大学総括理事が置かれ

ている場合でも、法人の長たる学長又は理事長が教育研究評議会の評議員となるが、大学総括理事は教育研究評議会の議長として会議を主宰することとされており、大学総括理事が主体的に教育研究評議会を運営すること。他方、学長又は理事長は、法人の長として、教育研究評議会において他の評議員に対し説明責任を果たすことや、他の評議員と意見や議論を直接交わすことで、法人経営の方向性を共有し、経営と教学の一体性が十分に確保されるようになること。その際、法人の長に期待される職責や業務に鑑みれば、法人運営の機動性や効率性が損なわれないようにする必要もあり、経営と教学の一体性の確保を基本としつつ、教育研究評議会の柔軟な運用や審議方法の工夫が行われることが望ましいこと。

- ⑩ 附則第 23 条の規定に基づき国庫納付の対象となる平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）については、各国立大学法人において第 22 条第 1 項第 7 号に規定する業務に充てられているが、当該業務の遂行に当たっては、各国立大学法人に設置された外部有識者等からなる委員会を適切に活用するなど定期的な監督を行い、出資金の毀損の回避に努めること。また、当該業務に充てられていない平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）については、当該業務の状況を踏まえつつ今後の執行見込等について十分に検討し、定期的に報告すること。

第三 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の一部改正

1. 改正の概要

① 学校法人の責務

ア 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないこととすること。（私立学校法第 24 条関係）

② 役員の職務及び責任の明確化等

<特別の利益供与の禁止>

ア 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととすること。（私立学校法第 26 条の 2 関係）

<理事・理事会制度の改善>

イ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこととすること。（私立学校法第 36 条第 7 項関係）

ウ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならないこととすること。また、本規定に違反して

行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は無効とするが、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）第80条関係）

エ 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第82条関係）

オ 理事は、以下に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬこととするとともに、理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするときには民法（明治29年法律第89号）第108条の規定は、当該承認を受けた取引については、適用しないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条関係）

- ・理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- ・理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
- ・学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

カ 学校法人において、オの取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第92条関係）

キ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第85条関係）

＜監事制度の改善＞

ク 監事の職務として、理事の業務執行の状況を監査することを明確化すること。（私立学校法第37条第3項第3号関係）

ケ 第37条第3項第5号の規定に基づき、監事が理事会及び評議員会に報告するために必要があるときは、評議員会の招集に加え、理事会の招集を請求することができることとすること（私立学校法第37条第3項第6号関係）

コ 第37条第3項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事

会又は評議員会を招集することができることとすること。（私立学校法第37条第4項関係）

サ 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるのこととすることとともに、この場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第103条関係）

シ 監事がその職務の執行について学校法人に対して以下に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第106条関係）

- ・費用の前払の請求
- ・支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ・負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

<評議員会制度の改善>

ス 第41条第7項の規定にかかわらず、第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第103条第1項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決することとすること。（私立学校法第41条第9項関係）

セ 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないこととすること。（私立学校法第41条第10項関係）

ソ 事業に関する中期的な計画（以下「中期的な計画」という。）及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「役員報酬基準」という。）について、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないこととすること。（私立学校法第42条第1項第2号及び第4号関係）

<役員の学校法人及び第三者に対する損害賠償責任等>

タ 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うこととすること。（私立学校法第35条の2関係）

チ 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととすること。（私立学校法第44条の2第1項関係）

ツ 理事が第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の規定に違反して自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属す

る取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、第44条の2第1項の損害の額と推定すること。（私立学校法第44条の2第2項関係）

テ 理事による自己又は第三者のための学校法人との取引又は学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における学校法人と当該理事との利益が相反する取引によって学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定すること。（私立学校法第44条の2第3項関係）

- ・自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をした理事
- ・学校法人が当該取引をすることを決定した理事
- ・当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

ト 役員の学校法人に対する損害賠償責任の免除等に関する所要の規定の整備に関する規定の整備を行ったこと。（私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団・財団法人法第112条～第116条関係）

ナ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととすること。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載、虚偽の登記又は虚偽の公告を行った理事、監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載を行った監事についても、これらの行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときを除き、同様に責任を負うこととすること。（私立学校法第44条の3関係）

ニ 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とすること。（私立学校法第44条の4関係）

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ア 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第1項関係）

イ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、中期的な計画を作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第2項関係）

ウ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第3項関係）

④ 財務書類等の公開等

ア 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。（私立学校法第33条の2関係）

イ 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならないこと

とされている財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に加え、役員等名簿を新たに作成しなければならないこととすること。（私立学校法第47条第1項関係）

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員報酬基準を作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあっては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。（私立学校法第47条第2項関係）

エ 学校法人は、役員等名簿について閲覧の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧をさせることができることとすること。（私立学校法第47条第3項関係）

オ 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定め、当該基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならないこととすること。（私立学校法第48条関係）

カ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、以下に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、以下に定める事項を公表しなければならないこと。（私立学校法第63条の2関係）

- ・第30条第1項若しくは第45条第1項の認可を受けたとき、又は同条第2項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
- ・第37条第3項第4号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- ・第47条第1項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
- ・第48条第1項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

キ 学校法人の理事等が、寄附行為の備付けを怠り、若しくは正当な理由がないのに、寄附行為又は財産目録等の閲覧を拒んだときは、20万円以下の過料に処することとしたこと。（私立学校法第66条第2号、第3号及び第7号）

⑤清算人の選任

ア 学校法人が第62条第1項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任することとすること。（私立学校法第50条の4第2項関係）

2. 留意事項

① 学校法人の責務

学校法人においては、私学団体が定める自主行動規範である「私立大学版ガバナンス・コード」等も踏まえ、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めること。

② 役員の職務及び責任の明確化等

<特別の利益供与の禁止>

ア 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等で、社会通念上不相当なものをいい、理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し、直接又は間接に特別な利益を与えることが禁止されるものであること。

<理事・理事会制度の改善>

イ 理事が学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこととされているが、「著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること」とは、例えば、学校法人の出資先の倒産、重大な個人情報の漏洩、役員や職員の違法行為や信用失墜行為等により、学校法人が著しい損害を被るおそれがある場合が想定されること。

<監事制度の改善>

ウ 監事の選任については、評議員会の同意を得ることが必要であるが、理事長が選任するに当たっては、理事長の判断のみで選任するのではなく、最終的な意思決定機関である理事会における審議も踏まえて選任する又は監事を選任するための委員会を学校法人に設置するなど、選任手続きの透明性の確保に努めること。

また、監事に期待される役割に鑑み、監事は理事の配偶者又は三親等以内の親族以外の者から選任することが望ましいこと。

エ 監事の職務として、従前より学校法人の業務の監査が規定されていたが、理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から、監事の職務に「理事の業務執行の状況を監査すること」を追加したこと。

オ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、業務の継続性が保たれるよう、各監事の就任・退任時期を考慮すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等、監査の充実を図るための取組が期待されること。

<評議員会制度の改善>

カ 評議員会において、理事と兼務している評議員以外の評議員から意見を

引き出すよう工夫することや評議員に対し定期的に又は評議員会の前に情報を探すこと、監事が評議員会で意見を述べる機会を設けることなど、評議員会が活性化するよう努めること。

＜役員の善管注意義務＞

キ 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うことを規定することにより、役員は学校法人に対して善管注意義務を負うことが明確化されたこと。

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ア 予算については、施行日である令和2年4月1日までに、従前の規定通り、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で作成する必要があること。

イ 事業計画については、施行日である令和2年4月1日までに、従前の規定通り、あらかじめ評議員会の意見を聞くとともに、改正後の私立学校法の規定に基づき、文部科学大臣所轄法人は、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする事業計画については、認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

ウ 中期的な計画については、文部科学大臣所轄法人は、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聞くとともに、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする中期的な計画については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこと及び認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

中期的な計画の期間中に認証評価を再度受審した場合には、次年度の事業計画及び次期の中期的な計画等に適切に反映させる必要があること。

また、中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすること。詳細な内容や期間については、法人規模等に応じて法人において適切に判断すべきであるが、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましいこと。

④ 財務書類等の公開等

ア 今回の改正は、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、従前より規定されている財務書類の作成及び事務所への備付けに加えて、閲覧開示書類及び対象者の拡大を行うとともに、文部科学大臣所轄法人については、財務書類等の公表を求めるものであること。

イ 今回の改正内容は、都道府県知事所轄法人に対して財務書類等の公表等を義務付けるものではないが、各学校法人においては、法律に規定する内

容に加え、設置する学校の規模等それぞれの実情に応じ、学内広報やホームページ等を通じた公表を行うなど、積極的な対応が期待されること。

ウ 役員報酬基準については、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で作成する必要があること。

⑤ 清算人の選任

解散命令により学校法人が解散した場合には、所轄庁において利害関係人による申立てにより又は職権で、清算人を選任することとなるが、都道府県知事においては、学校法人制度や業務等に対する理解が深く、清算人の候補となり得る者の選定について、あらかじめ準備をしておくことが望ましいこと。

⑥ その他

ア 今回の改正により学校教育法に基づく学長の権限と、私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えるものではないこと。

イ 各学校法人においては、外部理事の積極的な登用等の理事会制度の改善や監査体制の充実、評議員会の適切な構成等の評議員会制度の改善をはじめとする学校法人の管理運営制度の改善について、引き続き「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成16年7月23日付け16文科高第305号）を踏まえる必要があること。

第四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）の一部改正

1. 改正の概要

- ① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第3条の目的を達成するため、国立大学法人等の運営基盤の強化を図るために必要な情報の収集及び分析等並びに内外の高等教育機関の入学資格及び学位等に関する情報の収集及び整理等を業務として追加すること。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第6号及び第7号関係）
- ② 国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があったときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うものとすること。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第3項関係）

2. 留意事項

- ① 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析等に関する業務については、例えば、各国立大学法人等がより質の高い教育研究活動を行う観点からの経営判断に資する指標の作成等を行うこと

となるが、これらの活動を行うためには必要な情報を国立大学法人等から収集することとなるため、その情報の収集に当たっては国立大学法人等の負担軽減に努めること。

また、情報の効率的かつ効果的な収集、分析等を行う観点から、必要に応じて関係機関と連携するとともに、提供した情報が各国立大学法人等において、学内における戦略的な資源配分や他大学等との連携等に活用されているか等その効果を把握・検証し、その結果に基づく適切な改善を行うを通じて、効果的な情報の提供に努めること。

内外の高等教育機関の入学資格、学位等に関する情報の収集、提供等に関する業務については、内外の大学や関係機関から、大学や関係機関、高等教育の資格等について情報の収集を行うこととなるため、これらの情報の収集に当たっては大学等の負担軽減に努めること。

また、提供した情報が内外の大学や関係機関、学生等の利用者によって、高等教育の資格の円滑な承認に活用されているか等その効果を把握・検証し、その結果に基づく適切な改善を行うを通じて、効果的な情報提供に努めること。

② 国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うに当たっては、認証評価に用いた資料やデータを活用することや両評価に共通する項目について認証評価の結果を活用すること等により、評価を受ける大学の負担軽減に努めること。

また、評価の実効性を高めるため、認証評価と国立大学法人評価との連携を十分に図ること。

第五　学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第10号）について

① 第二の1. ⑤における「政令で定める金額」は、平成24年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とすること。（国立大学法人法施行令附則第18条第1項関係）

② 第二の1. ⑤における「政令で定めるところ」として、以下のとおり定めること。

- ・国立大学法人法附則第23条第1項の規定による納付金は、一般会計に帰属すること。
- ・文部科学大臣は、附則第23条第2項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならないこと。

- ・国立大学法人は、上記の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならないこと。（国立大学法人法施行令附則第18条第2項から第4項まで関係）

第六 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第2号）について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成15年文部科学省令第59号）第1条の4に規定する業務方法書に記載すべき事項について、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）」の公布に伴い改正された以下の事項について記載すること。

- ①機構法第16条第1項第6号に規定する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事項
- ②機構法第16条第1項第7号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項

第七 施行期日

改正法は、令和2年4月1日から施行するものとすること。ただし、第二の1. ⑤、第四の1. ①に規定する事項は、改正法の公布の日から施行するものとすること。（改正法附則第1条）

また、「学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第10号）」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第2号）」は、それぞれ公布の日から施行するものとすること。

添付資料

【別添 1-1】学校教育法等の一部を改正する法律 要綱

【別添 1-2】学校教育法等の一部を改正する法律 条文・理由

【別添 1-3】学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照表

【別添 1-4】学校教育法等の一部を改正する法律 参照条文

【別添 1-5】学校教育法等の一部を改正する法律 読替え表

【別添 2-1】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 要綱

【別添 2-2】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 条文・理由

【別添 2-3】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表

【別添 3】独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令 条文

【問合せ先】

- 学校教育法の一部改正、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令関係

高等教育局高等教育企画課企画係

電話：03-5253-4111（内線 3681）

E-mail : koutou@mext.go.jp

- 国立大学法人法の一部改正及び学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令関係

(国立大学法人関係)

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3753）

E-mail : hojinka@mext.go.jp

(大学共同利用機関法人関係)

研究振興局学術機関課企画指導係

電話：03-5253-4111（内線 4295）

E-mail : gakkikan@mext.go.jp

- 私立学校法の一部改正関係

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2531）

E-mail : sigakugy@mext.go.jp